

公益社団法人宮城県獣医師会の役員選任に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は公益社団法人宮城県獣医師会（以下「この法人」という。）定款第20条による
役員の選任に関し、必要な事項を定め、役員の適正な、選任を行うことを目的とする。

(選出区分)

第2条 役員の選出区分は別表のとおり定める。

(選 任)

第3条 会長は、候補者を総会に提案し、その議決によってそれぞれ選任するものとする。

(補 則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公益社団法人宮城県獣医師会の移行の登記の日から施行する。
- 2 この規則の改正は、令和4年5月18日から施行する。（令和4年度第1回理事会決議）
- 3 この規則の改正は、令和7年4月1日から施行する。（令和6年度第6回理事会決議）

別 表（第2条関係）

役 員 選 出 区 分

種類	選出区分	人員	摘 要	種類	選出区分	人員	摘 要
理 事	仙南支部	1	候補者は開業者とし、支部毎に推薦する。 支部長との兼務は可とする。	監 事	仙南支部	1	候補者は選出区分毎に推薦する
	中央支部	1			中央支部		
	石巻支部	1			石巻支部		
	大崎支部	1			大崎支部	1	
	栗原支部	1			栗原支部		
	仙北支部	1			仙北支部		
	産業動物臨床・家畜共済	2	候補者は選出区分毎に推薦する。 選出の区分は、現在その職域に従事している者及び従事していた者とする。	外部監事	1	候補者は、執行部が推薦する。	
	小動物臨床	1		計	2名以上 3名以内		
	畜産・家畜衛生	1					
	食鳥・公衆衛生	1					
	狂犬病予防	1					
	動物愛護・福祉	1					
	学術・広報 獣医師活躍推進	(1) (1)		候補者は、執行部が推薦する。 ※学術・広報、獣医師活躍推進各担当理事は、他の理事との兼任を可とする。			
	外部理事	1					
	計	12名以上 15名以内					